○国土交通省令第七十五号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号ハ及び第三項並びに第七十一条第一項第一号ホ及び第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第五条の二　法第二十九条第一項第一号ハの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

二　認定事業者から認定建築物等又は認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等又は当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（法第二十九条第一項第一号イに規定する株式会社等をいう。以下同じ。）（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

第六条中「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二号イ中「もの」の下に「（第五条の二に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

二　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備建築物等に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

第二十七条中「同条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（」を「同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、」に改め、同条第一号中「第七十一条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（」を「第七十一条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、」に改め、同条第二号イ中「もの」の下に「（第二十六条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府財務省告示第七号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号4(6)中「(5)まで」を「(6)まで」に改め、同号4(6)を同号4(7)とし、同号4(5)を同号4(6)とし、同号4(4)を同号4(5)とし、同号4(3)の次に次のように加える。

(4)　中小企業等経営強化法の規定に基づき経営力向上計画の認定を受けた者

○財務省経済産業省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十八年十月十九日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十八年財務省経済産業省告示第三号）は、同日をもって廃止する。

平成二十八年十月十九日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を生かした事業を促進すること。
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。
四	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第二号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること。